福井市小型除雪機購入補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、狭小幅員道路等の除雪を住民主体で実施できる環境を整備し、雪に強い地域づくりを促進することを目的とする。また、福井市小型除雪機購入補助金の交付に関しては、福井市補助金等交付規則（昭和 48 年規則 11 号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「自治会等」とは、福井市行政嘱託員設置規則（昭和 50 年福井市規則第 1 号）第 1 条に規定する市長が認める区域において構成する団体又はこれに準ずるものをいう。

（補助の対象事業）

第３条　この要綱による補助の対象となる事業は、複数の自治会等で構成される団体が行う小型除雪機等の整備（以下「小型除雪機購入補助事業」という。）とする。

（補助金の交付）

第４条　市長は、小型除雪機購入補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内において小型除雪機購入補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助対象経費等）

第５条　この要綱による補助金の対象となる経費、補助金の補助率及び限度額並びに補助の要件は、別表のとおりとする。

（交付の手続き及び決定）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、福井市小型除雪機購入補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）事業計画書（様式第２号）

（２）除雪予定箇所図（様式第３号）

（３）構成員名簿（様式第４号）

（４）購入補助事業について自治会内で合意が確認できる書類（議事録等）

（５）購入予定機械の見積書（付属品等内訳のわかるものを含む。）

（６）購入予定機械のカタログ又は写真

（７）その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付すことができる。

３　市長は、前項の規定による決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、福井市小型除雪機購入補助金交付決定通知書（様式第５号）により、交付申請者に通知するもの

とする。
４　市長は交付決定に付された条件を、必要に応じ、変更することができる。
（事業の内容等の変更）
第７条　前条第３項により通知を受けた交付申請者（以下「交付対象者」という。）は、交付に係る小型除雪機購入補助事業の内容を変更する場合は、第６条第１項各号に掲げる書類のうち、変更に係る書類を添えて福井市小型除雪機購入補助金交付変更申請書（様式第６号）を、速やかに市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の変更の決定をするものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付すことができる。
３　市長は、前項の規定による補助金の交付の変更の決定をしたときは、福井市小型除雪機購入補助金交付変更決定通知書（様式第７号）により、交付対象者に通知するものとする。
４　前条第４項の規定は、変更の決定において準用する。
（事業の中止の届出）
第８条　交付対象者は、当該事業を中止しようとするときは、その旨を市長に届け出て、市長の承認を得なければならない。
（実績報告）
第９条　交付対象者は、事業を完了したときは、福井市小型除雪機購入補助事業完了実績報告書（様式第８号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
（１）契約書の写し（原本証明したもの）
（２）納品書、請求書及び領収書又はこれらに代わるものの写し
（３）写真（補助事業表示シール及び付属品を装備し、購入機械を前後側の３面から撮影したもの）
（４）保険証書・証券等の賠償責任保険に加入していることがわかる書類の写し
（５）その他市長が必要と認める書類
２　前項に規定する実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して６０日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。
（補助金の額の確定）
第１０条　市長は、前条第１項の完了実績報告書が提出された場合は、その内容その他必要事項を審査し、補助金の額を確定するものとする。
２　補助金の額は、補助対象経費に別表の補助率を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は別表の限度額のいずれか低い額とする。
３　市長は、第１項の規定により補助金の額を確定したときは、福井市小型除雪機購入補助金額確定通知書（様式第９号）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）
第１１条　前条第３項の規定による通知を受けた交付対象者は、当該通知を受けた日から起算して１０日以内に福井市小型除雪機購入補助金交付請求書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の請求書を受理した後、補助金を交付するものとする。
（譲渡の制限）
第１２条　交付対象者は、補助事業の完了の年度の末日から起算して９年を経過する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）は、購入した小型除雪機等を譲渡し、交換し、又は廃棄することができないものとする。ただし、第６条第２項の規定により譲渡制限期間を別に定めた場合は、その期間によるものとする。
（関係図書の保存）
第１３条　交付対象者は、除雪作業の実施に係る関係図書等について保存し、提出を求められた場合は市長にこれを提出しなければならない。
（申請者等の変更）
第１４条　交付対象者は、申請者等に変更があった場合は、ただちに申請者等に関する変更届（様式第１１号）を市長に提出しなければならない。
（交付決定の取消し）
第１５条　市長は、交付決定の後、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消すことができる。
（１）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
（２）交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
（３）補助事業の目的に反したとき。
（４）前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。
（補助金の返還）
第１６条　市長は、前条の場合において既に補助金を交付した交付対象者に対して、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。
（報告の徴収）
第１７条　市長は、必要があると認めるときは、補助事業に関し、交付対象者から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。
（委任）
第１８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和５年７月２１日から施行する。
（失効）

2　この要綱は、令和８年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行前に交付された補助金については、施行日をもってこの改正規定を適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和８年６月１日から施行する。

別表（第５条及び第１０条関係）

項目	内容
補助金	小型除雪機購入補助金
対象となる経費	小型除雪機の購入費（付加仕様を含む） トラクターに装着して使用する除雪機械の購入費
補助率	２分の１以内
限度額	８０万円／台
補助要件	① 申請者は複数自治会又は同一自治会内の複数班であること。ただし、子ども会、青壮年会等の団体は対象外とする。 ② 除雪予定箇所に福井市道路除排雪事業の対象となる路線の延長が合計５０m以上含まれていること。ただし、当該路線の延長の合計が５０mに達しない場合は、除雪路線に認定されていない市道の歩道を除雪予定箇所に加え、合計５０m以上除排雪すること。 ③ 最大除雪高さ５００mm以上の性能を有する小型除雪機等であること。 ④ 車両に装着して使用する除雪機械を購入する場合は、装着する車両を確保し、当該車両は道路運送車両法に適合していること。 ⑤ 除雪機械を装着した車両を運転する場合は、道路交通法を厳守すること。

備考

対象となる経費の購入費は機械等本体価格、付加仕様とそれに係る消費税とし、登録料・保険料などの費用は含まない。